

平成 29 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号 2743 JASDAQ)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建  
電 話 03-6731-3414

**(開示事項の経過) ルクソニア株式会社及び同社代表取締役に対する  
債権請求訴訟の判決に関するお知らせ**

当社の子会社であるハイブリッド・ファシリティーズ株式会社（以下、「ハイブリッド社」といいます。）は、平成 29 年 4 月 10 日付「ルクソニア株式会社及び同社代表取締役に対する債権請求訴訟に関するお知らせ」にて公表しましたハイブリッド社を原告とする訴訟について、平成 29 年 9 月 5 日付で判決の言い渡しがあり、ハイブリッド社訴訟代理人に判決正本が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決日 平成 29 年 9 月 5 日

2. 判決の内容

ハイブリッド社の主張が全面的に認められ、ルクソニア株式会社及び松田健太郎氏は連帯してハイブリッド社に対し、貸付金 45 百万円と貸付金に対する遅延損害金を支払うこと、となっております。

3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

ハイブリッド社は、ルクソニア株式会社（以下、「ルクソニア社」といいます。）が当社の子会社であった当時、ハイブリッド社からルクソニア社に対して貸付を行っておりましたが、当該貸付金の回収に遅れが生じている状況でありました。

そういった中、当社及びハイブリッド社といたしましては、松田氏への面談及び交渉を継続することにより上記債権を回収すべく活動を行ってまいりましたが、回収が進まない状況を踏まえ、ハイブリッド社から訴訟物の価額を 45 百万円として訴え（※）を提起したものです。

※なお、本件債権請求訴訟については、平成 29 年 3 月 30 日付「当社元子会社代表取締役に対する損害賠償請求に関するお知らせ」にて公表しました訴訟とは異なるものとなります。

4. 今後の見通し

本判決はハイブリッド社の主張を全面的に認めた妥当なものであると考えております。当社は、平成 29 年 6 月 14 日付「(開示事項の経過) ルクソニア株式会社及び同社代表取締役に対する債権請求訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表しました、当社を原告とする訴訟においても、当社の主張を全面的に認める判決を受けており、当社顧問弁護士と連携し、法的措置を進めております。

なお、本判決が当社及び当社グループの業績に与える影響は現時点で明らかではありませんが、今後

開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上